

事務連絡
令和5年11月15日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
一般社団法人全日本ホテル連盟
一般社団法人日本旅館協会
一般社団法人日本ホテル協会

御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

旅館業法施行令等の一部を改正する政令等について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、旅館業法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第330号）等が公布・公表されたことに伴い、別添1のとおり、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知しました。

また、「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、添付のとおり、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）による改正後の旅館業法等の内容に関する研修ツール等を別添2から4までのとおり作成し、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>）に掲載しましたので、情報提供いたします。改正旅館業法に関しては、英語のページ

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00010.html）も作成しておりますので、併せてお知らせいたします。

加えて、厚生労働省では、宿泊しようとする者が営業者から不当な宿泊拒否などをされた場合や営業者が宿泊拒否などに関して悩んだ場合のため、改正旅館業法に係る相談窓口の一覧を作成し、厚生労働省ホームページ

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00007.html）に掲載するとともに、旅館業の施設において相談窓口を宿泊しようとする者に周知できるよう別添5のとおり周知用ポスターを作成しましたので、御了知の上、貴団体のホームページにおいて相談窓口の周知をお願いいたします。

宿泊しようとする者への相談窓口は重要であることから、貴団体におかれましては、傘下の旅館業の営業者に対して、これらを周知いただき、併せて、各施設におけるポスターの掲示や各施設のホームページへの相談窓口ページへのリンクの貼付等による相談窓口の周知を促していただけますようお願い申し上げます。